

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議  
第8回 議事概要

日時： 平成28年10月4日（火）17:00-19:05

場所： 中央合同庁舎4号館12階全省庁共用1214特別会議室

○吉田参事官

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第8回「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催いたします。

皆様におかれましては、本日は御多忙の中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

本日の委員の先生の出席状況でございますが、高橋委員、藤山委員、牧野委員、矢野委員から御欠席との御連絡をいただいているところでございます。

本日の内容でございますけれども、まず、法人化というテーマにつきまして、三重県名張市の地域環境部の田中部長さん、鳥取県南部町の坂本町長さんからの事例発表、四日市大学学長の岩崎教授からのヒアリングをさせていただきまして、中間支援組織というテーマに関しまして、NPO法人いわて地域づくり支援センターの若菜理事からのヒアリングを予定しているところでございます。

それでは、最初に、山本大臣より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山本国务大臣

小田切座長を初めとした委員の皆様方におかれましては、お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

本会議につきましては、8月に中間とりまとめを行っていただいたところではありますが、引き続き、年末の最終報告に向け、法人化の問題や資金の確保、事業ノウハウ等について、さらに深い議論を行っていただきたいと思います。

私自身、先日、島根県雲南市に視察に行きました。本会議の加本委員からも海潮地区振興会の取り組みについて直接伺い、雲南市では地域自主組織と言っておられますが、町の活性化のために地域自主組織の活動が非常に盛んに行われているのを実感いたしました。例えば、まさに地域全体のあらゆる問題に対して部会をつくって、個々の問題解決に取り組んだり、既存の自治体組織というのは世帯単位が基本ですが、雲南市の地域自主組織は一人一票制で地域の全員が参加し、地域のさまざまな分野にわたる共助活動を行っております。こうした地域自主組織、地域運営組織の取り組みが全国各地で生まれることが重要であり、そのための具体的な施策を打ち出していきたいと考えております。

皆様方の御意見を踏まえながら、地域運営組織について、よりよい政策を講じてまいりたいと考えておりますので、本日は活発な御議論をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○吉田参事官

ありがとうございました。

それでは、以後の議事運営につきましては、小田切座長よりお願い申し上げます。

○小田切座長

第8回の有識者会議になります。お集まりいただきまして、ありがとうございました。第7回から約2カ月を経ております。いよいよきょうから後半戦に入っております。後半戦においては、今まで積み残した課題について深掘りをするということになりますので、御審議について、よろしく申し上げます。

本日は、第一に後半戦の論点整理をさせていただきたいと思っております。この論点整理がそのままスケジュールにつながってきますので、ぜひこの点も深い議論をお願いしたいと思います。そして、その後、その論点の中から2つ。1つは、地縁型組織の法人化について、先ほど事務局より言っていたようなゲストの皆様方にわざわざお越しいただいております。活発な御議論していただければと思います。第2の論点として、いわゆる中間支援組織について議論を深めたいと思っております。最終報告に向けて、恐らくきょうも含めて4回くらいの会議になろうかと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、最初の議題でございます。先ほど申し上げました最終報告に向けての論点整理ということで、青柳次長から御説明をお願いいたします。

○青柳次長

それでは、私のほうから資料1に沿いまして、最終報告に向けた主な論点ということで、事務局なりに整理をさせていただいたものを御説明させていただきます。

資料1、まず「1. 法人化の推進」に関してでございます。中間取りまとめでもまとめさせていただいておりますが、地域運営組織にありましては、多様な事業展開に対応した法人格の取得が必要と考えられるところですが、特に地縁型組織に適した法人格のあり方、これはどのようなものか。また、その法人格のあり方に関しては既存のNPO法人あるいは認可地縁団体といった既存の法人類型で対応できないとする必要性をどう整理していくのかというところが、まずもってございます。

個別の話として「(1) 法人の基本的要素」。

「①法人の事業目的」として、地縁型組織、地域の課題解決に向けて事業展開を図っていく上で、法人の目的や事業について、何らかの制限を設けることが適当かどうか。

「②対象区域」として、活動対象区域はどういった範囲を想定するのが適当か。

「③構成員」でございますけれども、地縁型組織、住民の意思を反映して活動していく上で構成員の範囲、区域の住民の相当数の者が構成員となっていることが必要かどうかという点。あるいは団体、さらには区域外の住民も構成員になり得るとすることが適当なのか。きょう後ほどもお話があるかと思っておりますけれども、構成員の把握管理をどのように行うべきか。ずっとフォローしていくことがなかなか難しいというような御意見もございます。

「（２）基本的要素の確認の仕組み」ということで、こういった（１）のような要素を確認する仕組み。例えばということ、市町村長による認可といった一定の行政庁の関与が必要かどうかといった点も論点になろうかと思っております。

さらに「（３）法人のガバナンスのあり方」ということで、地縁型組織の事業展開を行う上で、意思決定の方法として、一人一票制が適当かどうか。さらに代議員制、総代制と言ってもよいかもしれませんが、こういったものが必要かどうか。

さらに②として、他の法人類型との関係もございまして、地縁型組織を行う事業計画の作成あるいは財務情報の公表のあり方というところで、どのようなものが適当かといったところが挙げられるのではないかとこのところでございます。

おめぐりいただきまして、「２．法人化以外の主な課題」ということで３つに分けております。

「（１）地域運営組織の支援のあり方」。人材育成、資金の確保、組織運営のノウハウの取得等について、ここにございますような都道府県・市町村に期待される役割。きょうも発表をいただきますけれども、中間支援組織の育成について。介護福祉分野との連携や人材の活用。さらには、農業協同組合や郵便局といった地域における多様な組織との連携について、ございます。

さらに（２）ということ、この地域住民や自治体へ地域運営組織の量的拡大と質的向上に向けて、意識啓発が重要でございますけれども、この全国の自治体や各地域に対しまして、どのようにして、意義や効果を伝えていくことが効果的かどうかというところがございます。

前回、前々回にもございましたけれども、「（３）都市部における地域運営組織の育成」ということで、都市部においても人口減少や高齢化が進行しておりまして、中山間地域と形は違いますが、同様の課題を抱える知識が存在しますが、このような地域においても地域住民主体の課題解決手法として、地域運営組織による取り組みや有効と考えられるかどうか。都市部においては、一般的に活動拠点の確保が困難であるとともに、あるいは居住形態の状況が多様であると考えられる中で、留意すべき課題はどのようなものかといったことが考えられるのではないかとこのところでございます。

先ほど座長からもお話がございましたけれども、本日を含めて一応４回ほど年末までに会議を予定しておりますが、こういった論点について御議論をいただければということ、まとめさせていただいておりますが、過不足があるかと思っておりますけれども、御議論をよろ

しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

ただいまございましたように、中間取りまとめの言わば積み残しの課題、これに漏れがないか、あるいはその切り口はこれでよろしいのか。そういう点を中心に御議論をいただければと思います。

それでは、この主な論点をめぐって、どなたからでも委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

私からまず、事務局に確認ですが、「1. 法人化の推進」の「(2) 基本的要素の確認の仕組み」という、「確認」という言葉が入っております。これは多分この中間報告の文章ではないのですが、前半戦では地域代表性とか正当性とか、そういう形で議論をされていた内容を今回、「確認する仕組み」という、そういう言葉でまとめていただいたということでしょうか。

○青柳次長

はい。

○小田切座長

名和田先生、お願いいたします。

○名和田委員

どうもありがとうございます。さすがにきちんと整理されているなど感じました。最近思いついたことなのですが、まさに今の確認の仕組みという点にかかわるのですが、特に都市部などでは自治会、町内会の加入率が非常に低下をしていて、その中でこういった地域運営組織をつくっていくといったことも見据えると、一定の区域性、地域区画性と社会学者は言っていますけれども、地域区画性のある法人格を構想するということになりますと、その地域区画で一定の法人を組織することに合理性、その地域の実情にかんがみて合理性があるということを市町村長が確認するというような仕組みは必須ではないかと思えます。

その際、私の念頭にありますのは、ちょっと突飛な話かも知れませんが、実は建築基準法における建築協定制度との類比という発想です。地方自治法の中で認可地縁団体制度というのは地方公共団体でないにもかかわらず、地方自治法の中に規定があるというのとちょっと似ておまして、建築協定事項は建築確認事項ではないのに建築基準法の中に入っているのです。しかも建築協定そのものは単なる契約であるはずなのですけれども、第

三取得者にも効力があるということを担保するため、それから、建築協定区域として申請されている一定の区域が都市計画論的にも客観的な合理性があるということを担保するために、市町村長が認可をするという仕組みがございます。建築基準法は「特定行政庁」という言葉を使っていますが、市町村長を指します。

それになぞらえて発想しますと、この区域で地域法人を設立することに合理性があり、かつ、地域の実情に即して、それが十分地域代表性を持っているということをまさに確認するために、市町村長の認可といったような仕組みは必須ではなかろうかと考えます。建築協定制度との類比というのはやや突飛かも知れませんが、よく似ているのではないかと。地域運営組織というのは地域代表性ということがやはり本質的に重要だと考えます。その意味で基礎自治体の長が確認をしていくという仕組みは必須ではなかろうかと考えます。

以上でございます。

○小田切座長

ありがとうございます。

今の御発言の内容は建築基準法という、これを出していただいたアナロジーで言えば、同じようなことを地方自治法の中に書いていくという、そういう法制的な面も含めての議論でありますでしょうか。

○名和田委員

特に地方自治法の中に必ず規定すべきだというふうには私個人はこだわっておりません。何らかの根拠法があって、そういう仕組みができれば、それで十分だと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。あるいは今の論点でも構いませんが、いかがでしょうか。

○名和田委員

これは全く時間の無駄かもしれないので本当に申しわけないのですが、法人ではなくて、組合なのだけでも、登記をするというような仕組みがありますね。実はきょう学生に教えてもらったのですけれども、LLPと言うのですか。有限責任組合契約と言うのですかね。ああいう仕組みというのはどういうふうに評価されるのか。どういうふうに評価と聞かれても困ると言われるかもしれないのですが、法律学者の先生とか、あるいは国のその筋に詳しい方に御教示いただければと思います。もしこの会議に関係ないよということであれば、本当に申しわけないのですが、登記するということは一つの社会的な存在性を公に認める重要な仕組みなので、法人格付与でなくともこういう仕組みでもあり得る

かどうかということをちょっと考えているものですから。

○小田切座長

参事官、お願いいたします。

○吉田参事官

事務局から申しわけございません。山本大臣、務台大臣政務官におかれましては、公務のため、途中退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山本国务大臣

よろしく申し上げます。

(山本国务大臣、務台政務官退室)

○吉田参事官

御議論の途中で済みませんでした。

○小田切座長

今の点についてはいかがでしょうか。もし事務局から、あるいは委員から御準備がなければ、お調べいただきまして、次回に御提示いただくということで、先生、よろしいでしょうか。

○名和田委員

はい。全くとぼけた発想であるという、それでも結構です。

○小田切座長

ほかにいかがでしょうか。私のほうから1点だけ指摘したいと思います。実態を見ると、言わば一体型あるいは分離型という、この類型が非常に大きな意味を持っている。これは名和田先生も前半におっしゃっていただいたのですが、言ってみれば、一体型の中から法人を切り出して行って分離型になっていく。こういった状況を今回の議論の中でどのような射程で入れていくのかがやはり問われていると思います。最終的に出てきた仕組みというのは、地域運営組織というよりも地域運営ネットワークといいましょうか、恐らくそういうふうにな名前をつけたほうがいいような実態さえあります。そういう形になっていますので、タイプの違いによる議論の深さの違いといいましょうか、このあたりのところを少し意識する必要はあるかなと思っております。

名和田先生、お願いいたします。

○名和田委員

本当に何度も済みません。これで最後でございます。この論点整理の中で代議員制が必要かという論点がすくい上げられておまして、本当にこれは雲南市等の4市の大きな論点でございます。この間、長野市の鬼無里地区というところに行って、皆さんはよく御存じの取り組みをされているところだと思いますが、やはりあそこも代議員制なのです。それに対して、うちの学生たちが、その正当性はどのように担保されるのかという質問をして、そんなことが気になるのだと、かえって私のほうが学ばせていただきました。やはり代議員制というものを何らかの形で法的に担保をして、その正当性が揺るがないようにするという配慮が必要なのではないか。

それから、区域の話と関係があるのですけれども、単位自治会のエリアではなくてやはり連合自治会の区域というか、明治の村の区域で地域運営組織を立ち上げるというふうに雲南市や名張市もなっているかと思うのです。そうすると、それくらい大規模ですと、全員が集まって総会を開くというのは余り現実的ではなくて、代議員制ということ積極的に考えなければならぬと思います。ですから、この論点は出していただいて、非常にありがたく思っております。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

主として法人化の推進のところは議論になっておりますが、これ以外のところはいかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

これ以外のところで、その地域代表性のところも一言コメントなのですが、これは前の中間報告取りまとめの発表のときにも申し上げましたが、先ほど小田切座長もおっしゃったように、一体型と分離型とか非常に多種多様になると、一体この施策でどれほどの地域運営組織ができたかというのを実際にカウントするときに非常に困るだろうと思っております。いきなり市町村長の認可等というのがすぐにできかどうかというのは難しいかなとも思いますが、そこを目指しつつ、どんな点をクリアしていれば、地域運営組織の一つとカウントできるのかという目安みたいなものをやはり少しずつでも具体的にしていく必要があるだろうと思っております。

もう一つは、これも前回の発表のときに申し上げたのですが、実際に地域運営組織がいろいろな資産を持つようになっていたときに、お金の寄附、事業活動によって寄附も一緒に募っていこうという、お金の寄附に関するものとか、みなし寄附ですね。事業活動を非

営利活動のほうに収益を移転するときのみなし寄附についてはいろいろと話があったのですが、実際には山林とか建物とか空き家とかの所有権の移転みたいなものも進んでいくだろうと思いますので、この辺の金銭によらない資産を寄附したり、移転したときの税制について、何か支援が必要かどうかということも少し議論を深めていってはどうかと思っております。

○小田切座長

ありがとうございました。

これから出てくる意見は全てまとめて一括して、お答えが必要なところは後で事務局にお答えいただきたいと思います。今の池本委員の前半の話ですが、地域運営組織は行政にとって大変重要な、行政というのは国全体にとっても大変重要な仕組みとなりつつある中で、どういうふうにそれを把握するのか。今までのようにアンケートとか調査とか、そういうレベルでいいのか。前半戦の中には、これを統計の対象としてとるべきではないかという議論さえもありました。そういったところがどこの部分に入るのかということも、また後ほど事務局からお聞かせいただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

加本委員、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○加本委員

この中で、特に（１）の③です。「団体や、区域外の住民も構成員になり得ることが適当か」というような文があります。地縁組織という形態になりますと、特に地域外の場合はその区域が、例えば、今度は（２）のほうでは市町村長の確認というようなことも出てきました。これとの関係も確認していないから外だろうという話になるかもしれないし、この辺のところは整合性を持たせなければならないのではないかということと、それから、団体の場合、私どもが今やっております中では、団体は会費等を徴収しないことと明確に位置付けています。

その辺はなかなかきめ細かいところまで詰めた活動ではない部分がありまして、団体が入っていても、それによって直接的に負担金を求めるというようなことはやっていない部分がありまして、過渡期は各住民に直接お願いしているというような現実には矛盾したこともやっておりますので、その辺もある程度は整理していかなければなりませんし、我々も整理していかなければいけないし、全体的にそういう難しい部分を明らかにして欲しいという部分があると思います。代議員制もあわせて同じような状況だと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

地域によって、さまざまな工夫があるようでございますので、それを全般的にどういうふうに捉えるのか。そこもやはり論点だろうと思います。ほかにいかがでしょうか。



飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員

法人化につきまして、少しまとめて申し上げたいと存じます。主な論点(案)1に、「NPO法人や認可地縁団体等の既存の法人類型では対応できないとする必要性をどう整理するか」と改めて書かれておりますが、私は、既存の類型で対応できないのかどうか、まだしっくり来ていないところがあるというのが正直なところでございます。

加本委員を初めとする現場での取り組みから、法人化の必要性が切実に主張されているからには、それを制度化するよう努力しなければならないと考えておりますけれども、制度化というのは一般化ということですので、いきいきとした多様性や柔軟性も枠づけられかねない、そういう懸念もあわせて考える必要があるのではないかと思います。法律改正というよりは、例えば、定住自立圏構想が要綱に基づいているように、実験的にそういう形でやるということも、あるいは選択肢としてあり得るのかもしれないとも思います。

その上で、「(1) 法人の基本的要素」で3つ掲げられているなかで、①の事業目的につきましては、地域の課題解決というのがまさに目的なのではなかろうかと素朴に思っておりますが、この目的を実現するために、構成員をどのようにするか、区域を設定するのであればどういう区域を設定するかということになっていくかと思えます。

②の区域のところ、地縁型組織の「活動対象区域」という言葉が使われておりますが、ここは意味があるのではないかと読ませていただきました。活動対象ということで、さまざまな地縁型組織の必要性なり、あるいは能力なりに応じて、それぞれに区域を設定し得る余地もあり得るのではないかと思います。

特に問題になりますのは、③の構成員のところだと思います。加本委員の御発言にもありましたが、団体と区域外の住民というのはそれぞれに問題となるだろうと思えます。団体というのは、どうしても個人との緊張関係が付きまといますが、その団体を構成員として受け入れることが果たして必要なのか、そこをもう少しクリアにしておくべきではないかと思います。また、区域外の住民につきましては、地方公共団体とは異なりまして、区域のみを基準とするわけではなく、利害関係なり関心なりも基準とするのだろうと思えます。区域外の住民をメンバーにすることができるとすべきなのかどうかについては、先ほどの区域のところ「活動対象区域」としておりますので、「活動対象区域」をいわば相互乗り入れするといった形を含めて、他の区域の地縁型組織のメンバーとして活動することもあり得るのかもしれないと思えました。

最後に、「(2) 基本的要素の確認の仕組み」につきまして、建築協定との対比という名和田先生の御指摘を非常に興味深く伺っておりました。建築協定においては、契約の相対効の原則の例外としての第三者効を認めるために、特定行政庁の認可という仕組みが設けられていると思えますが、法人格を付与するという問題が、これとつながるのかどうか、今のところはわからないところでもございます。ただ、地縁型組織にせよ何にせよ、補助

金を支出することが想定されていると思いますので、活動の公益性の担保という面で、市町村長が責任を持つという意味においても、市町村長の何らかの関与の仕組みを設けることは必要だろうとは思っております。

長くなって申しわけございません。以上でございます。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

一番最初の論点については、まさに現場の皆様方から、あるいは岩崎先生から御議論をいただきたいと思っております。

辻先生はよろしいでしょうか。

○辻委員

はい。

○小田切座長

それでは、時間となりましたので、今の範囲内で事務局からもしお答えいただけるものが特別にあれば、お願いします。参事官、お願いいたします。

○吉田参事官

各論点についての答えといいますか、対応方向につきましては、まさにこれからヒアリングなどもさせていただいて、御議論をいただければと思っております。

1点、池本委員から税制のお話がありました。確かに金銭以外の寄附のときにどう対応するかは、今後重要な論点になっていこうかと思っておりますけれども、税制となりますと非常に大きな論点になりますし、検討時間も多く必要だと思いますので、この有識者会議では、法人化の新しい類型が必要かどうかというところをまず御議論いただいて、その後の議論になるのだろうと思っておりますのでございます。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

それでは、第1の議題については以上とさせていただきたいと思っております。

第2の議題に移らせていただきたいと思います。ただいまの主な論点でもございましたように、地域運営組織の法人格をめぐることは、まだまだ深掘りが必要だということになっております。その点で、きょうは3人の皆様方にお越しいただいております。それぞれ御意見を発表していただきたいと思います。

最初に三重県名張市の地域環境部の田中部長から御発表をお願いいたします。大変短く

て恐縮ですが、15分程度でお願いできればと思っております。

○田中部長

三重県名張市から参りました田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

このような席で発言をさせていただくのは初めての機会ですもので、うまく伝えられるかどうかはわかりませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。それと、本日は本来ならば、名張市長の亀井のほうがお邪魔するはずだったのですが、どうしても行けないから、おまえはしっかり伝えてこいよとすごく背中をたたかれて、押されてまいりましたので、その部分もしっかりとお伝えしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。座って失礼させていただきます。

まず、市長のメッセージの大きい一つは、本日はこの地縁法人の法人格のことについての御議論ですが、名張市がここにお招きいただいたのは、名張市が取り組んできた地域づくりに関することでの御提言ができればということでお邪魔をしたのですが、市長はもう一つ持っておりまして、福祉の理想郷、地域の福祉をどうするか。そのことが市長のずっと政治家としてのテーマでございました。

そのことについて、長く取り組んできたことと、それを支えていくために、この地域づくり組織のあり方というものがどうしてもリンクするのだと。だから、地域づくり組織のことは、これから向かっていく高齢化社会の問題や人口減少に向かってどうするかということの論点の一つではありますが、それを支えていくための地域福祉の担い手、地域福祉はどうあるべきかということと同列の議論が必要ではないかということをおのほうに託されてきました。

ですので、きょうはこの地域づくりのことについて、お話をさせていただくのですが、しかし、この地域づくり組織のあり方がどうあるかということが、すなわち住民にとって自分たちが住むこの町で住み続けられる町につくっていく。そのことが住民にとっても目標でもあると私どもは認識しております。では、スライドに従って説明をさせていただきます。

(【資料2】三重県名張市提出資料 P2)

名張市につきましては、人口急増都市、大阪のベッドタウンということで急成長をした町でございました。ですから、よく名和田先生がおっしゃられる明治の大合併、昭和の大合併、そして、平成の大合併とくる中で、今、名張市の基本となっている地域づくり組織、こちらの議題では地域運営組織と呼ばれておりますが、私どものほうでは地域づくり組織と呼ばせていただいておりますので、それをそのまま言わせていただきます。

この地域づくり組織の基本となるところが、まず明治の大合併で生まれた村です。それこそ明治の村から、昭和の大合併で名張市になって、人口急増ということで住宅団地開発による新たな団地が生まれてきました。そうすることで、こんな8万足らずの三重県の片田舎の地方都市ではございますけれども、田舎の中の都会と、田舎の中の田舎という2面

性も3面性も多様性というものは十分持ちそろえている地域でございます。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P3）

今、申し上げました亀井市長が就任するときのエピソードといたしましては、平成の大合併でお隣の伊賀市、現在の伊賀市ですけれども、そこと合併するかしないかを住民に問いました。住民投票の結果、名張市民は合併しないほうを選びました。なぜか。名張がいいから。名張の町で住みたいから。そういう理由で住民は名張市を選び、単独で行くことを選びました。そうすると名張市は、今、財布の中は空っぽですよ。ですから、皆さん、自分たちができることは自分たちでやってくださいね。住民の自治というのは自己決定し、自己責任を持つことですよということをはっきりとカラーで示しました。その第一歩として行ったことが、補助金化から交付金化です。

先ほど申しましたように、このパワポにはないのですけれども、お手元の資料の最終のページのところに名張市の15団体。今、小学校区をエリアとしているところの15の地域づくり組織があります。それを一覧で並べてあるのですけれども、そこを見ていただくと平均年齢も載せてありますので、若いところから五十幾つを過ぎている超高齢まで達しているような、そういった地域の実情が少し見えていただけかと思えます。そこはおおむね小学校区エリアでございます。

そこに対して、これまで縦割りで地域に向けて出していた補助金、老人保健福祉週間と例えば敬老の日、子供会の団体育成、地域の婦人会、そういったさまざまところに縦割りで出していたものを住民が決定し、住民の責任において、その事業を展開してもらうという約束のもとで、それまで出していた平成14年度の実績約3,800万円を全部、補助金をやめてしまいました。

そして、そこにその他の資源も合わせまして、ゆめづくり地域交付金ということで、住民の発想による住民のための住民による活動に充てる費用として、宗教的な寄り合いとか、そういうある程度の制限をつけてはありますけれども、そうやって自分たちが優先順位をつけた活動をしていくためのゆめづくり地域交付金として5,000万円を各15地域に渡しました。それは人口割りであったり、均等割りであったり、面積要件であったりとか、さまざまな区分の方法は選びましたけれども、とりあえず、これを原資として地域で活動してもらうための費用をお渡ししました。

第2番目といたしましては、組織の見直し。これは昭和30年代の初めからあった、市長が委嘱をする末端行政です。地域の住民の窓口として、区長というものを設置しておりました。これを廃止し、その基礎的コミュニティというところで自治会長であろうが区長であろうが、区長という名称はあくまでも市長が委嘱するところで区長という名称だったのですけれども、それをもう区長と呼ぼうが自治会長と呼ぼうが、それは届出制にしてくださいと。市長が委嘱するものではないというふうに整理いたしました。

それと、自己決定はいいのですけれども、やはり将来像を見ないとイケませんので、地域住民に地域ビジョンというものを策定してもらいました。この地域ビジョンを策定する

ためには、それぞれの15地域の中でワークショップを行って、自分たちの住む地域の特性、どういったものがあるか、それが将来にわたって、それをどのようにしていきたいのか。それを達成するためにはどうしたらいいのかというような理念、目標を住民同士で話し合っていたらいい、その発表会をいたしました。昨年度、市の新たな総合計画を策定したのですけれども、そこにも地域編ということで、この地域ビジョンのほうは市の総合計画に位置づけられています。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P4）

そして、名張市の住民自治の仕組みということですが、先ほど申し上げましたように、五十数年来、続いてきておりました区長という名称であったり、新興団地ができたことによって出てきた自治会という名前であったり、基礎的コミュニティを呼ぶ名前というのには、もうとらわれておりません。言いやすいように区長と呼んでいただいたり、自治会長と呼んでいただいたり、基礎的コミュニティを指す単位というのは自分たちの中でつくっていただいたら結構ですよ、行政はそこまでいいませんよというところで、それぞれの自治会であったり、そういった活動をしてもらっています。このあたりの活動と言いますのは、本当に基礎的コミュニティということで、先ほど15地域の地域づくり組織があると申し上げましたが、それを構成しているのは区であったり、自治会であったり、名張市内はただいまのところ、174地区あります。

市長のほうは福祉をということでしたけれども、この区・自治会については、やはり同じように土木の関係であったりとか、さまざまなことを区・自治会にも委ねております。それを束ねるところの地域づくり組織というのがおおむね市民センター、地域の活動を推進しやすいように、これまで社会教育法で縛られていた市が設置する公民館を市民センターにセンター化し、そして、その中でコミュニティビジネスも展開できるように、名張市のほうでは同じ建物で公民館ですが、名称変更だけでもやはり大きなインパクトです。その中でさまざまなコミュニティビジネスにも取り組んでもらえるようにいたしました。

実際に地域づくり組織の中では、先ほどありましたように、コミュニティバスの運行であったりとか、さまざまな活動のほうをしております。少し赤いバスが走っているのが見えるかと思えますけれども、その横に木の子の里錦生生産センターというのがあります。これこそ住民が立ち上げた、しめじをつくっているセンターです。住民が立ち上げて、近所のおばあちゃんがそこで今はドレッシングをつくっているのかな。そのドレッシングを売ることによって得た収益を公益的な活動に循環していくため、6次産業的なところも取り組んでいる地域がございます。このことについては、後ほど詳しく説明を申し上げます。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P5）

先ほど裏面のところの15地域の設置状況を説明しましたときに、上段と下段に設置年月日が分かっているかと思えます。市長が就任し、ゆめづくり交付金を交付するために受け皿として、やはり地域づくり組織というものをつくっていただいたのが平成15年からの設

置年月日です。そして、改めて地域づくり組織条例を定めたことによって、もう一度、組織の再編をいたしました。組織の再編で御説明しましたが、それによって21年、22年あたりに再編された年月日がその下に書かれている年月日だと御理解ください。そして、この地域づくり組織条例の中には、先ほど御議論いただいたエリアのことであったり、構成員のことであったり、そういったものをこちらの条例の中に定めております。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P6）

次に、本日の一番大きな報告事項であります、法人化を取得するに当たっての組織運営の現状というところを御説明させていただきます。先ほど申し上げましたように、名張市は福祉を基本としながらも、この地域づくり組織活動をどうしていくかということをもさまざまな仕掛けやさまざまな工夫をしながら進めてまいりました。交付金であったり、組織の再編であったり、市民センター化であったり、そのようなことをするにしても、やはり活動の基盤、これが確たるものでなければ、やはり継続性を担保することは難しいかと思えます。

そのための法律上の責任の所在を明確化していただきたいという大きいところがありまして、例えば、一般社団法人もございます。地縁法人に協議会がございます。しかし、それぞれの中で今やろうとしていることは、青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会の中では、一般社団法人を取得しました。しかし、社団法人を取得した理由というのが先ほどから議論になっていた財産権の話です。財産の保有がない中で、この会長に一極集中する責任の分担をどうするかというところで社団法人をとりました。

また、地縁法人美旗まちづくり協議会や錦生自治協議会につきましては、この時点においては、そういうコミュニティビジネスの詳しい計画というのはありませんでした。しかし、自分たちが活動をしていく上において、やはり責任の所在を明確にしておくためには、まず取っておかなければならないだろうということで法人化をしました。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P7,8）

次に、活動の話になってきますと、任意団体、残り12団体ありますけれども、自主的な活動をするための資産取得ができないのですね。財産取得が地縁法人の目的ではないはずなのですけれども、活動するためには車両が必要であったり、さまざまなものが必要となったときに、会長個人名義になってしまうという問題点があります。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P9）

また、先ほどの一人一票制の話もありましたけれども、桔梗が丘という大きな団地とつつじが丘という2例を出しましたが、やはりそれらも住民の意思をどういうふうに意思決定するかというところの苦労はあります。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P10）

このあたりはそういうところですね。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P11,12）

その次で、構成員名簿の管理ということもありましたけれども、実際に構成員名簿を管

理していくことは至難の業だと思われます。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P13）

先ほど申し上げたように認可地縁団体は財産取得を目的とした団体であり、財産保有またはその予定がない団体は認可対象とならないというところがありまして、この場合、錦生地域は国債を購入いたしました。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P14）

組織の意思決定をしていくためには、総会による意思決定は大事なのですが、しかし、総会をするための委任状であったり、そういったものの事務的手続のためにスピーディーな意思決定ができない。そのために理事会、役員会ということによる意思決定が必要になってくるのではないかとということです。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P15）

今現在は地域づくり組織が地域福祉を担い、高齢者の生活支援事業を実施しておりますが、名張市では15地域の中で7地域が生活支援サービスを行っております。厚労省が言うところの介護保険の新しい総合事業の中のサービス事業のところに位置づけてもいいのですが、しかし、先ほど冒頭申し上げた責任の所在が曖昧なままで地域づくり組織がその責任を負うのは余りにも重過ぎるということで、今は一般介護予防事業の中に位置づけた形で総合事業として展開しております。これが地域福祉として、ほかの実施していない地域にも拡大していこうとすると、このあたりの解決がやはり必要となってきます。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P16）

この表につきましては、今までのお話、これまで御議論していただいたところを少しまとめるところです。

（【資料2】三重県名張市提出資料 P17）

そして、新たな法人制度に向けて。私どもが思っているのは、創設をしていただくわけでも、既存のものをリニューアルしていただくにしても、いずれいたしましても、やはりきちんとした責任の所在が明確になって、地域が活動するにおいて安定した形で将来に向けて、自分たちの住み慣れた地域で住み続けられるような、そのような地域づくり組織でありたいということが本日の発表の内容でした。

途中、お聞き苦しいところがありまして、済みませんでした。

○小田切座長

田中部長、どうもありがとうございました。短い時間での報告で大変申しわけございません。

続きまして、町村を代表しまして、鳥取県南部町の坂本町長より御報告をお願いしたいと思います。坂本町長には大変申しわけございませんが、10分間で御報告していただければ幸いです。

○坂本町長

鳥取県の南部町長の坂本でございます。

私は21年半、町長をしておりまして、長い間にわたって、このような組織が必要だということを感じて、やっております、このような機会をいただいて本当に感謝しております。短い時間ですけれども、やっている内容について御報告をさせていただきます。座って失礼します。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P2)

南部町は鳥取県の一番西の端でございます。そこに書いてあるように面積は114km<sup>2</sup>、人口が1万1,200程度の町です。介護保険料が県下で一番安いというのが自慢でございます。高齢化率は33.8%ということです。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P3)

昨年12月に環境省の重要な里地、里山に町ぐるみで指定になりまして、非常に感激しております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P4)

このような美しい里地、里山の風景でございます。向こうに大山を望んでおります。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P5)

文化も豊かな文化が育まれております。これは一式飾りと言いまして、陶器一式とか、履物一式でトトロをつくっております。子供たちに受け継がれておりまして、歌舞伎も盛んであります。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P6)

特産品は二十世紀梨と富有柿になっております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P7)

先ほど申し上げたように、住民自らの自治組織をつくりたいと思っておりましたけれども、やはりその機会というのがいつでもあるわけではございません。名張の部長もおっしゃいましたけれども、区長制度で50年やってきましたので、なかなかこれを変えるというのは至難の業でございましたが、平成16年10月に合併をいたしまして、私が新しい町の町長を引き継いでやることになりました。隣の町から言いますと、新しい町長、新町への期待感が非常にございまして、そういう盛り上がりを背景に、新町の総合計画に地域の自治組織づくりをうたったわけでございます。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P8)

ここに書いてありますけれども、特に3番目ですが、98も集落がございまして、少ない集落は5世帯くらいです。多い集落は200世帯もございまして。それを一本の施策で貫くと必ず過不足が発生してまいります。そういうことを調整する意味もありました。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P9)

平成16年10月に合併しまして、地域政策課を早速設置しまして、2年3カ月、4カ月くらいの間に、そこに書いてあるように約180回、延べ4,000人くらいが出席されまして、住



民にこういう説明をしてまいったわけです。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P10)

合併した当時は、職員はだぶついておりました。したがって、管理職と普通の主事級を合わせて、振興協議会と言っておりますけれども、2名ずつ配置をして、支援をしてまいりました。現在は職員も70~80名減らしましたので、支援職員を全部引き上げました。町のほうに振興協議会サポートスタッフというものをに入れておりますが、後は各振興協に2名ずつ集落支援員を配置しております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P11)

これが大ざっぱな概念図です。右側に集落の代表、区長などが出ます。これは評議会を構成いたします。これは大体1年交代で変わられるので、これだけをしていても地方分権や自治は進まないわけでありまして。そこで、地元から選んでいただいた会長、副会長を町の特別職に位置づけをして、3年任期で腰を据えて役場とつき合ってもらおうという仕組みをつくりました。基本的に総務、生涯学習、地域づくり、ふれあい部という4部をもって、さまざまな活動展開をするということを条例でつくったわけでありまして。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P12)

ここに書いてあるとおりです。これは後で見ていただきたいと思っております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P13)

予算ですけれども、左から2段目ですが、1,979万6,000円とあります。これは従来、町が持っておった予算をまとめて交付金という形で出しておりますので、これはイーブンであります。事務局員の人件費は集落支援で特別交付税で総務省のほうから、お世話になっております。新規事業が489万1,000円ということで、ちょっと少ないのですけれども、こういうことでやっております。一協議会当たり800万。このほかに指定管理料などが440万円くらいありますので、大体1,000万円を超えております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P14)

やっている内容を御紹介します。これは全協議会でやっておりますが、見守り活動。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P15)

これは共助交通システムです。いわゆる路線バスまでの間を運行する。集落から路線バスのバス停までということです。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P16)

中には、バス会社と交渉して自転車を積み込んで、高校生の通学の足を確保するというようなこともやった協議会があります。これらは町のほうは一切関与しておりません。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P17)

都市との交流ということで特産品を開発して、うど羊羹は4,000本を売り上げたというような実績も上げていただきました。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P18)

基本は福祉を進めたいということでして、高齢者世帯への配食サービス、これは全振興

協議会で行っております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P19)

小学生農業体験交流とかですね。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P20)

大きいことが災害です。災害対策は、やはりそれぞれの地域でやらないといけません。これは力を入れてやっていただいております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P21)

町内の誘致企業との協同でも防災訓練をやっていただいておりますというようなことです。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P22)

優れた電子版地域防災マップを開発したりした人がありまして、これはすばらしいシステムを開発していただきました。全部エクセルで開発したというところにポイントがあります。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P23)

土嚢積み。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P24)

これは町内の保育園や小学校は全部芝生化しておりますけれども、自分たちで全部植えていただきました。秋には芝のグラウンドで運動会をするというようなことです。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P25)

不法投棄が激しいわけですがけれども、不法投棄も警察と連携して、どこの振興協もやっております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P26)

これはエコツーリズムということで、皆さんでプレートを設置するというようなこと。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P27)

放課後児童クラブもやっていただいております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P28)

空き家を利用した東西町コミュニティホーム「西町の郷」をボランティアの皆さんで振興協でやっている。これは厚生労働省のホームページにも載せていただいております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P29)

認知症になっても安心して暮らせるようにSOS訓練活動もやっていただいております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P30)

珍しいところですが、これは道づくりです。簡単な道づくりはみんなで行っていただいております。100万円くらいまでが予算の限度で交付しております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P31)

これは町の事業フレームとして、まちの保健室を設置して、やっております。いろいろなことを事業展開するのも振興協抜きではできないようになりました。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P32)

これは成果です。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P33)

10年の効果ですけれども、そこにいろいろ書いてありますが、私は御近所福祉、地域見守りということが非常に盛んになったと認識しております。それから、地域の課題を共有化できた。共有化して、次にこれを解決しなければいけないわけですけれども、そこに今は至っております。人材がたくさんおられたということでもあります。人材の発掘に非常に成果があったと思っています。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P34)

このように大臣表彰までいただくほど、盛んな活動が展開されてきました。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P35)

今後の課題をそこに書いております。10年やった経過なのですが、最初から法人化というのはなかなか難しかったかもわかりません。条例でつくったわけですけれども、任意組織で進みました。地域の人づくりというのをやっていかないといけないなということですね。雇用の安定には法人化が必要ではないか。任意組織にお勤めするというようなことにはならないのではないかと考えております。そこにいろいろ書いております。

最後に、高齢者の居場所づくりですね。やはり過疎化が進んでおりまして、そういうものを確保しないといけないと思っていますけれども、この任意組織ではなかなか難しいのではないかと考えております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P36)

法人化することによって、コミュニティビジネスを各地域で展開することにしまして、集落内ヘルパーだとか共助交通の運営などを通じて、7つの協議会で各5名くらいずつ35名を雇用創出することを目標にしております。

(【資料3】鳥取県南部町提出資料 P37)

以上でございます。ありがとうございました。

○小田切座長

坂本町長、ありがとうございました。

続きまして、本日は地域コミュニティ論が御専門で、地域運営組織の法人化にもお詳しい四日市大学の岩崎先生にお越しいただいております。岩崎先生は9月から学長ということで本当にお忙しいところを、しかも、こういうふう呼びつけて、わずか15分でお話をというのは大変失礼で、申しわけございません。どうぞよろしく願いいたします。

○岩崎学長

ただいま御紹介いただきました四日市大学の岩崎でございます。

名張市、南部町の話をお伺いしていて、特に名張市さんの御縁と言いますと、住民投票で名張市さんが独歩の道を歩むというまでの間、伊賀と名張が一緒になって合併協議を

やっていたのですね。そのときに私自身もかかわっておりまして、その後、名張は独自の道を歩むぞと。伊賀は合併をしまして、伊賀の場合には住民自治協議会という言い方をしていますが、37を条例でまず設置をしてしまって、それを核にこれからの地域をどういうふうにしていくかということを考えていこう。そんな仕組みの中で、私は伊賀でずっと勉強をさせていただきました。

そういう中で、こう言うと語弊があるかも知れませんが、やはり名張もそうなのですが、いわゆる従来型の町内会、自治会をベースにして、どうしても、まちづくり協議会、住民自治協議会というのは、まずその取っかかりとしては、町内会、自治会が主体にならざるを得ません。そして、名張を横で見ている、いいなと思ったのは、市長さんが強力なリーダーシップで町内会、自治会、特に区長制度というものをかなり早い時点で廃止をされた。

伊賀の場合には、言ってしまったと言うと語弊がありますが、当時の市長さんが住民自治協議会と町内会、自治会は車の両輪であるという言い方をされたのが、かなりその後ずっと、どちらが偉いのかという議論をせざるを得なかったというところでの消耗戦があったことは事実だと、今、思っております。こんなことを思い出しながら、お話を聞いておったわけでありましてけれども、きょう限られた時間の中で申し上げたいことは幾つかあるのですが、レジュメにまとめておきました。

まず最初に言うべきことというのは、皆さんも御存じのとおり、人口減少、高齢化、我々はその峠に立ち会ってしまったということです。これから人口が減っていくよ、高齢化が進んでいくよ、その中で次世代を担うべき子供たち、若者というのはその中で、それは日本が初めて経験する人口減少社会の中で、これから地域の担い手になっていく。あるいは日本を支えていく。そういう人たちになっていくわけでありまして。

だとすると、たまたま人口ピークに立ち会ってしまった我々は、2060年の1億人の時代というのはある意味、知らないわけです。どちらでもいい話なのです。けれども、ことし二十歳の連中であれば、それはまだリアリティーのある話になるわけです。彼、彼女たちのために今の人口が伸びるときにできてきた仕組みというものをこの際、一回チャラにして、もう一度、一から人口が下がっていく時代の仕組みというものを考えていくべきなのではないだろうか。

実は伊賀は名張と一緒に合併を考えていたとき、レジュメの3ページにありますけれども、高齢化率35%でも何とか生き残れる、そういう地域をつくらうと。35%でも何とか生き残れる、そのための手段としての合併なのではないかというような、そういうビジョンをつくって、そのビジョン達成のために何をやるかと言ったら、6の市町村が合併して、まずは広い地域でなければ効率的とは言えない仕事をそういうところが担うのだと。その一方で地域には、より狭い地域でなければ有効ではない。狭域有効とよく言いましたけれども、狭い地域でなければ有効ではない仕事というものが、実は人口が右肩上がりのときにそれをいいですよ、いいですよと言って市役所、行政組織が何でもかんでも引き受けて

しまった。

だからこそ、これから人口減少社会の中で言うと、自治体には広域効率の業務というものを自治体にこれからもずっと担ってもらうためには、狭い地域でなければ有効ではない業務というのはより狭い地域でやっていくことができるのではないか。それはかつて住民がやっていた仕事。だから、住民にお返しできる。そして、なおかつ、それを持続的にやっていただくためには、40年、50年の月日というのはだてに過ぎているわけではないので、お金になる。小金が稼げる。それを幾つも丹念に組み合わせることによって、最終的には雇用を発生していく。そういうところまでを展望するような、かなり長期的な展望のもとで伊賀市も住民自治協議会というものをつくっていったわけでありませう。

ところが、先ほど申し上げたように、町内会、自治会と両輪の輪だと言ったときに、町内会、自治会は、やはり地域の仕事というのは無償で行うことが一番いいということが行動原理であります。そこと、持続可能性を高めるために小金を稼ぐという住民自治協議会との間でのせめぎ合いというのは、これはずっと続いていくといっても過言ではないかと思えます。

ただ、2015年国勢調査が、これはまだ2020年国調と比較しないとわかりませんが、恐らく世帯数がピークを迎える国勢調査ではないかと言われていています。そうなりますと、町内会自治会は世帯主を構成単位とするわけでありませうから、2015年をピークとして全国的に今でも加入率が下がって、組織的な活動をする人たちが少なくなって、私のレジュメには地域の老人クラブだという言い方をしてしまっていますけれども、そういう町内会、自治会の構成員はこれから必然的に減っていくしかないわけですね。

だとすると、まだ地域のことを一番よく知っている町内会、自治会がある程度活動ができるときに、そういった組織をいろいろな団体が入って、5年後、10年後の地域はこういう課題が出てくる。だから、その課題を解決するためには、こういうことを自分たちは取り組まなくてはいけないということを課題共有して、計画をつくって、具体的に事業を実施するような組織というものをつくっていかねばいけないだろうと、そういうふうには思っています。

先ほど座長のほうからも一体型と分離型の話がありました。当初は一体型で考えながら、最終的には例えば、送迎バスをやるのであれば、NPO法人をつくれればいいのではないかと。配食サービスをやるのだったら、それにふさわしい法人格を取得すればいい。こういう一体型から分離型へと、発展なのかどうかはわかりませんが、必要に応じて法人格を取ればいいよねということを考えていましたが、実はそれはその前段として、やはり地域づくりの協議会が目標を共有して、さまざまなことを取り組もうというときに、一つの論点としては法人格を得てしまうと、その法人格を得た人たちだけで往々にして事業展開がなされがちです。

そもそも地域づくり協議会全体は5年後、10年後の総合的な、さっきのお話で言えば、地域運営のネットワークから地域のマネジメント組織を目指すというようなときには、こ

それはそれぞれの事業をやるための法人以外に、もちろんそれも必要でしょうけれども、トータルとして、マネジメントの組織として、ネットワークをつくる組織のネットワークとして、何らかの法人格というものが、これは必要になるのではないだろうか。それが現行法制上はほとんど適用できないということで、これは三重県内の場合でもそうでありまして、南部町さんもそうでありましてけれども、自治基本条例であるとか、地域自治組織の条例等で根拠づけているというのが、三重県の場合もこういう形でやるところの大体共通の仕組みということになります。

3 ページの下のところには先ほど名張市のまちづくり協議会の要件がございましたが、似たような形で伊賀市の自治基本条例で住民自治協議会の根拠はつくられています。そのときによく言いました。例えば、お金を一括交付金化していきたいのだけれども、なかなかできませんでしたが、一括交付金化をしていったときに、それをうまく使えなかった。あるいは趣旨と逸脱して使ってしまった場合にはどうしたらいいのだろうか。

そのときに4 ページの(5)であります。組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものである。民主的に選出されたものである以上、その執行部をリコールするなり、責任を負わずなりというのは、それぞれの地域の協議会が考えればいいではないか。そんな割り切り方をしたいなというところなんです。実際にそういうふうになっているかどうかというと、心もとない部分はありますけれども、合併とほぼ同時に施行した自治基本条例でありますから、これからの自治体はどうあるべきかというトータルの中で言うと、市役所、市ばかりが責任を負うのではないよと。住民の皆さんも負うのだし、その住民の皆さんの協議会としては当然のことながら、民主的に運営されなくてはいけないというような理念が書かれている。

それを4 ページの下のところにもございますけれども、3年前に見直し過程で、審議会では住民自治協議会の代表者を中心に26条の2項を設けるべきなのではないだろうか。それはどういうことかと言いますと、住民自治協議会は権能を行使する場合には情報提供及び情報収集をやって、その協議過程を公表して、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければいけないとか、まちづくり計画を策定するときには会員が意見を述べる機会を設けなければいけないとか、説明責任を果たさなければいけないとか、これはほとんど自治体の条例であります。それに似たようなものを住民自治協議会も地域の住民に対する責任を果たすということから言うと、必要なのではないだろうか。そういう案が実際に出ていました。

これについては議会のほうから、まだ時期尚早ということで、実際のところは、これは条文の改正案としては通りませんでした。昔の話で言えば、やはりこういった形で一つの自治の訓練みたいな、そんな場として住民自治協議会というものが、より責任を果たすとすれば、その分離型のイメージで言えば、全体を通じての何らかの事業の責任の所在というものを明らかにする法人格が必要になるのではないかと、そういうふうに考えています。

県内では松阪、伊勢、いろいろなところで検討が始まっていますし、組織条例がつくられています。特徴的なことを一つだけ申し上げるとすれば、松阪市で防災の検討をしたときに、自分の地域は南海トラフの地震があったときに津波が来て浸水域になる。そうすると、そこに置いてある備蓄品の倉庫は浸水域に置いたってしょうがないのではないかと。だったら、ちょっと離れた丘にあるまちづくり協議会のところに、自分のところにある備蓄倉庫は預けておこう。そして、南海トラフの地震があったら、みんなそこにまず逃げようではないかと。

実はそんなことは市役所が、あなたのところは浸水域だから備蓄倉庫を置いていたってしょうがないのですよと言ったら、これは大騒ぎであります。住民の皆さんがいろいろと考えて、うちは浸水域で備蓄倉庫を置いていたって無駄ではないかと自分たちが考えて、それを地域で決定された。そういうプロセスの正当性というものは、もちろん災害の際にはお助け自由ではありますけれども、そういったものをきっちりと決定をしていくためにも、何らかの形でその手段というものを定め、そこに責任を負わすような、そんなものを今は条例でやっています。ですから、先ほど御発言がありましたが、願わくは法律がその条例で決めたことの枠をはめるのではなくて、そういう範囲で泳げるよという最低限の法律事項というものがあれば、条例は今、多種多様なものができつつありますので、それをもとに法律で補完をするというようなスタンスで御検討いただくといいなと考えている次第です。

以上です。

#### ○小田切座長

岩崎先生、ありがとうございます。私どもの論点に不足した含蓄ある話をいただきました。ありがとうございます。

それでは、今、申し上げましたように、論点に即して、いろいろと御質問、御意見をいただきたいと思いますが、多分、辻先生がそろそろ退席されなくてはいけないので、辻先生からお願いいたします。

#### ○辻委員

2団体のほうに御質問したいのですが、1つは、鳥取県の南部町のほうです。多様な活発な活動をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。そうした中で、特に私にとって興味深かったのは、最後のところに少し頭出しをしていただきましたが、これまでの実績も踏まえて、コミュニティビジネスを各地域で展開されていくというお話でした。このときの具体的なコミュニティビジネスといった場合の金銭規模といえますか、どのくらいの規模のことを考えておられるのか。コミュニティビジネスと言っても金銭規模で言ういろいろなサイズがあって、それによってリスクの回避の仕方もいろいろあると思います。その具体的な活動のイメージをお聞かせいただけたらと思います。

それから、岩崎先生のほうから御発表をいただきまして、そうした中で、これからはネットワークとマネジメントということ 키워ドとして御提起いただきました。そうした中で、きょうは幾つか条件、経緯をお話になったと思うのですが、実際の今までの実体的な経験に基づくと、地域づくりの組織が一番マネジメントで実行性を発揮するためには、一番そのキーになるところ、ポイントになるところはどんなところだとお考えなのか、御提起いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

(務台政務官入室)

○小田切座長

ありがとうございます。辻先生、あと何分くらいいらっしゃいますか。お答えは議事録で御確認いただくということでよろしいでしょうか。

○辻委員

聞いてから出ます。

○小田切座長

それでは、坂本町長、少し短めでお願ひします。

○坂本町長

私は、いわゆる高齢化がどんどん進んでおりますので、基本的に介護保険の在宅サービスというものに総合事業などを含めた生活支援ですね。それをビジネスにしたらと思っております。わざわざヘルプーステーションなど遠いところまで行かなくても、その集落内あるいは振興協議会の中で、範囲としてはそういうことをきちんとやっていく組織づくりをしたほうがいいのではないかと思っております。ですから、範囲としては振興協議会の範囲の中でやったらどうだろうかと思っております。

米子市に近いところのほうでは山林などはありませんので、これはどうしようもないですけれども、奥のほうはほとんど山に囲まれていますから、林業、農業の担い手育成などもコミュニティビジネスの中に取り込んできたらどうか。境界警戒や水争いで、集落は近いところはうまくいかないです。遠いところのほうは案外。それで振興協の旧小学校区くらいの単位でやれば、農地の維持も可能になってきます。隣のじいさんにはかまってほしくないというのがありますから。

○小田切座長

経済的なボリュームとしてはどういうイメージですか。



○坂本町長

お金ですか。5人が農業をベースにしなが、2つか3つくらいの仕事をしながら一家が食っていけるくらいのイメージをしています。田舎はローコストでやれますので、200万もあればやれるのではないかと考えております。

○小田切座長

ありがとうございます。

岩崎先生、お願いいたします。

○岩崎学長

手短に申し上げます。マネジメントで言うと、伊賀の場合も要するに、この指止まれというのを基本にしたかったのです。たくさんいろいろな仕事が多分発生してくる。その仕事をできるだけ細分化して、マネジメントにかかわることも、マネジメントとして一括ではなくて、それを細分化したもので、ここの部分をやれる人はいませんかという形でやっていると、リタイアされた方、お母さん方の中でもこの部分ならばできる。マネジメント全体は非常にしんどいけれども、この部分ならばできるよという人が出てくることを期待していました。

実際にそれはまだ過渡期で、今の段階では非常に名張市がいいなと思うのは、やはり名張の場合には大阪の社長さんが地域に結構いるということです。マネジメント、会社経営をやっていた人がまち協をやっているところがあって、伊賀になるとそこがないのですけれども、ただ、地域には人材はたくさんいるということだけは、レジュメでも2ページ、3ページのところでちょこっとデータだけは出させていただいています。そういう人にどうやってマネジメントの全体像ではなくて、それを細分化して、お任せできるかというところはポイントかなと思っています。

○辻委員

座長、効率的な議事運営を妨げまして、申しわけありません。

○小田切座長

とんでもありません。どうもありがとうございました。

それでは、ほかの先生方はいかがでしょうか。

○青柳次長

事務局から1点、この議論の前提として先ほど論点でも出させていただいたのですけれども、特に法人化については柱書きに書かせていただいておりますが、現行のNPO法人とか認可地縁団体あるいは一般社団でもいいのですけれども、既存の法人類型で対応できない

ところはどのようなところなのかを具体的に御意見をいただけると大変ありがたいというところでございます。よろしく願いいたします。

○小田切座長

まさにそこが論点だと思いますので、ほかの先生方も多分そこをお聞きになりたいと思いますので、どうでしょうか。

では、田中部長から、大変恐縮ですが、簡潔に順番にお願いいたします。

○田中部長

わかりました。先ほど、そのところをお話ししたかったのですが、随分走ってしましまして、済みませんでした。名張市の場合は、このレジメのところを出させていただいていますように、6ページのところに一般社団法人と2つの地縁法人があります。ですから、実際に15の中で3つも持っている。3つもあるのです。

しかし、取得の経緯からいたしますと、一般社団法人を取った場合、先ほど先生がおっしゃっていただいたように、名張には損益計算書とか複式簿記ができる方がこの百合が丘にいたから、社団法人の処理ができたわけです。経済的な財務諸表であったり、さまざまな。でも、これは普通のところではなかなかできないのですけれども、そういう人材がたまたまいたから、責任を分散するという意味で社団法人を取得しました。

そして、2つの地縁法人につきましては、もともとの村落部の性格が強かったために、先ほどのこの指止まれではないですけれども、将来を見据えたときに責任を担保するためには、地縁法人が取りやすいからというところで取得をされました。ということで、どちらにしましても、この法人化につきましては、行政が指導したという部分が多分ございます。

○小田切座長

坂本町長、お願いいたします。

○坂本町長

既にNPO法人も違った分野で複数ございます。認可地縁団体もたくさんあって、それぞれが仕事の住み分けはできておりまして、それを変えてNPOで何でもできるようにするのだとか、地縁団体でもっといろいろなことができるようにすると言っても、ぴんと来ないのがうちの実態でございます。振興協議会は平成19年に条例できちんと位置づけをしましたので、これに法的な裏づけを持たせていただいたら、NPOはNPO、自治組織は自治組織、地縁団体は地縁団体ということになるのではないかと。NPO団体も地縁団体も既に長らく活動がありまして、これを変容するというのは、うちの町では水と油みたいな感じで合わないと思います。

○小田切座長

それぞれの御発言は大きな論点がありますが、後でまとめて一括してお尋ねしたいと思います。

岩崎先生、お願いいたします。

○岩崎学長

私も先ほど申し上げたように、伊賀の経験で言えば、実行の部分で部会をつくりましますよね。部会をつくっていったって、一括交付金化の以前の段階で言いますと、その部会にそれぞれ縦割りの補助金が下りてきて、市の出先機関みたいな動きにしかならないのです。それを地域の実情に応じてやっていると、例えば、乗り合いの自動車のときにはNPOをつくったりというような形で法人格をつくっていけばいいのです。ただ、それらのマネジメントをする部分に適した法人格がない。ネットワークで言えば、企業も参加できるし、さまざまな人が参加して地域の将来を語り合って、具体的に仕事をしていこうよということが決められるような法人格というものがない。事業そのものについてはLLCを使っても、それはいろいろとできるだろうとは思いますが、それらをマネジメントするという観点にふさわしい法人格が今の段階では欠落している。だからこそ、その部分を条例化しているというのがそれぞれの地域の実態なのではないかと、そういうふうに思っています。

○小田切座長

私どもの論点に直接かかわる御発言をいただきました。それでは、今の論点、とりわけ法人化ということについてはいかがでしょうか。

よろしければ、名和田先生、お願いいたします。

○名和田委員

先ほどは、飯島先生、御教示をありがとうございました。ただ、私は建築協定については2つあるとされていて、1つは第三取得者にも効力が及ぶという点ですが、もう一つは地域区画性をつくるという点です。つまり建築協定区域内の協定不参加者の宅地でありましていわゆる「穴抜け」があっても、この区域が協定区域だとするわけです。それはそういう計画論的な判断を特定行政庁がして、この地理的區域が包括的に協定の対象ですと確認するわけです。その中で未加入者もいても構わないという、まさに地域区画性を持った制度であるわけです。この地域区画性をつくり出す。別の言葉で言うと地域代表性を担保して、みんなのためにやっているのですということをはっきりとすることが、今、望まれている法人格の特徴ではないかと。

その観点でもう一度原点に戻って考えると、地域コミュニティが使える法人格として主として三つのものが考えられると思います。

まず第一に、これはとらぬタヌキの皮算用だけれども、経済産業省さんあたりからロック付きの営利法人が、つまりその定款の中に地域のためにやりますということをやったって、かつ、その部分は改正できないようにするという形で地域代表性が担保できるかもしれない。

第二に、NPO法人は、それ自体は地域代表的な要素を持っていないので、これは前に申し上げたかもしれませんが、実際に地域自治組織でNPOになったところは、むしろそれによって地域代表性が弱まったとおっしゃっているところもあるのです。あなたもNPOでこちらもNPOで、何であなただけが自治体から補助金をもらっているの、というふうにどうしてもなってしまう。だから、地域自治組織に条例でもって地域代表性を付与するという動きが、今、非常に全国的にふえております。条例によって地域代表性を担保するということがともかく行われている。そこをもう少し法律的な根拠でやられたら、もうちょっと安心できるのではないかという議論なのかなと思っています。

もう一つは、地域代表性というか、地域区画性を法人類型そのものとして担保したのが認可地縁法人ですよ。これを名張市さんはその方向で突破されようとしたと聞いているのですけれども、現在の認可地縁団体制度でここは何とかしてほしいという点で言うと、一つは先ほど発言しました代議員制という問題だと思います。もう一つは、名簿不要論という提唱をされていますが、これは私はわからないところがあって、法人の実態としての名簿は必ず必要なのではないかと思います。ここは代議員制というお話はよくわかりましたけれども、このところが一つ、どういう御趣旨なのかということを確認させていただきたいと思います。

地域運営そのものを目的とする財産取得不要な認可地縁団体が必要だというのは、さっきの岩崎先生のマネジメントと似ているので、それはそれでわかるかなと思うのですけれども、もう一つは地域福祉活動とか、そういう活動をしていく上で認可地縁団体だとやりづらいという御経験があるのかどうか。そこも伺ってみたいと思います。

○小田切座長

今の点について、田中部長、お願いいたします。

○田中部長

この16ページの表についての御説明が先ほどできませんでしたので、説明をさせていただきます。全住民の会員の権利というところで、会員の権利を行使するためには総会で一人一票という決議が必要ということになりますけれども、これについては12ページのところで、美旗まちづくり協議会が人口約8,200人です。そして、社団法人のほうでは7,500人で、これについては代議員制を取っております。

しかしながら、どちらにしましても、設立した当初からの8,200人や7,500人という人をどのように管理していくのか。この管理が必要であるがゆえに、ほかの地縁団体、ほかの

ページにも出てきます、特に桔梗が丘という1万4,000人クラスのまちづくり協議会があるのですけれども、そこが認可地縁団体になれないのは、1万4,000人を管理できないからです。名張市の組織条例では、そこに住む人を構成員とすると条例でうたっております。ですから、自治会に加入する、しないという権利の部分もありますけれども、しかし、そこに住む人たちが住民自治をうたうということを条例できちんと定めてあるならば、この名簿は不要なのではないかというところで、不要をお願いしたいということです。

もう一つ、先ほどの地域運営そのものを目的とするというのは、先生の御理解のとおりでございます。

#### ○名和田委員

地域福祉活動とかをするときに何か不都合があるか、ないかということは。

#### ○田中部長

不都合と言いますのは、確かに名張市は地域福祉を担うということを主眼に置いて地域づくりをやってきていますけれども、それ以外にも6次産業化であったり、農水省の関係の事業をしたりとかいうところで、縦割りの厚労省関係の仕事、農水省関係の仕事、それは財源として言っている話であって、地域の実情に合わせて、そのことが必要であるならば、そこをマネジメントしていくために必要なものであって、例えば、移動支援サービスをするについて、車を購入したい。しかし、認可地縁団体であれば、財産取得として普通自動車を購入できるものが、任意団体では会長一人の責任になってしまうがゆえに、車の購入ができない。そういったところの不合理性があるので、認可地縁団体の場合は財産を取得することがまず目的になっていますよというところの辺りがあったので、そこが不便だという話です。

よくわからない話ですね、済みません。13ページのところに書かせてもらったのですが、そもそも認可地縁団体が財産取得を目的とした団体というのが当初はありましたので、例えば、さきの木の子の里センターをする前の段階で地縁法人を取った錦生自治協議会では、国債を購入して認可地縁団体になったという経緯があって、その後に事業展開をしていった。そういう経緯があります。

#### ○小田切座長

実はこのセッションはもう時間が来てしまっております。と言っても、まだ御発言はあると思います。大変恐縮ですけれども、もしよろしければ、5分ほど延長をさせていただいて、事務局、よろしいでしょうか。ほかの先生方、委員の皆様方、5分ほどよろしいでしょうか。その上で一問一答形式ではなく、まず御意見を先に出していただければと思います。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

ありがとうございます。私はいろいろ伺っていて一番印象に残ったのは、岩崎先生が伊賀市では、町内会、自治会と新しい協議会が両輪であることがマイナスに働いた要素もあるということをおっしゃっていたのですけれども、この会議の中間取りまとめですと、やはり地域運営組織はあくまで既存の自治会等を補完する組織だということを前提にしておりますので、ここは結構なるほどと思ったのですが、この方向は岩崎先生としてはまずい面もあるのではないかとということがあるのかどうかを御質問を伺いたいのと、そのことについて恐らく地域運営組織に全住民が会員として加入すべきなのかどうかという、ここは非常に大きなところだと思いますので、御意見を伺えればと思います。

○小田切座長

ほかの先生方はいかがでしょうか。

それでは、飯島先生、お願いいたします。

○飯島委員

大変勉強させていただきました。2点だけ申し上げたいと存じます。1点目は、本日お話しいただきました名張市、南部町、岩崎先生に御紹介いただきました伊賀市につきまして、それぞれに非常に異なる制度を展開されていて、しかも、それを条例でもって根拠づけている。条例を補完するために法律が必要だという選択肢もあり得ると思いますけれども、これだけのことを条例でやっているのは非常に素晴らしいのではないかと思います。この条例でなぜ、何が足りないのかを教えてくださいたいと存じます。

もう一点は、住民に委ねるということにつき、特に名張市のお話は印象的でした。地域づくり組織も届出制ですし、交付金についても住民が自ら決めるということであったかと思います。岩崎先生からも、民主的に選出されているからには、そこで責任を取るということもあり得るのだというお話がございました。ただ、この組織が、そこまでの責任を負い得る、また、負わなければならない主体なのかということも考えなければならないのではないかと存じます。

以上でございます。

○小田切座長

ありがとうございます。

加本委員、お願いいたします。

○加本委員

私からは、余り税のほうに触るといけないかもしれませんが、どうしても法人化

する場合にみなし寄附とか、あるいは寄附控除とか、そういう部分がどうしても引っかかって、地縁組織などにはそういうものが適用できない部分があるし、NPOの関係でそれが果たしていけるかどうかというのは、今度は地縁の関係、あるいは今の代議員制とか、その辺のところも影響して、収益を上げるもの、あるいは持続可能な組織がやっていくためには、どうしても現在の中では持続できないのではないかと。収益が上がらないのではないかと。という気がして、新しい法人ではそういう部分が全部クリアできるような法人格がどうしても欲しいというような思いがします。今お話を聞いていても、やはりそういう部分が感じられます。

○小田切座長

ありがとうございました。

それでは、大変恐縮ですが、時間の関係もあって、各地域についても造詣が深く、詳しい情報を持たれている岩崎先生に一括してお答えいただければと思います。全てにお答えいただく必要はありません。とりわけ条例の枠内でできるのではないかと。あるいは車の両輪論ですね。このあたりを中心にお願いいたします。

○岩崎学長

まずは車の両輪論ですけれども、基本的に市役所と町内会、自治会、既存の地縁団体というのは、市役所も気軽にいろいろなことを安く処理してくれますから、依頼してきた。だから、依頼事項には市役所も応じざるを得ないという、そういうある意味、ずぶずぶの関係を続けてきているわけです。そういう中で自治会がずっといろいろなことをボランティアにやってきた。無償に近い形でやってきた。それを住民自治協議会で将来に向けて事業化をしていこうというときには、これはかなり町内会、自治会の行動原理とは反するものをやらざるを得ない。

ただ、マネジメントの中で具体的にこういう仕事がこれから必要だよ。だったら、それを例えばNPOでやっていこう、いろいろな何かの組織でやっていこうとしていったときに、最後まで残るのが恐らく町内会、自治会がこれからもやっていかななくてはいけない仕事。それは何なのかと。いったら、結局お金にならない仕事だけれども、重要な仕事ということから言うと、防犯であるとか、防災であるとか、そういった非常に重要だけれども、当面それを維持するためにお金にはならないという仕事に多分収れんされていくのだろうと。ただ、それが例えば、見守りであるとか、電球の交換といったような総合支援サービスまで町内会、自治会が担うという話には決してならない。安上がりだからやるという話では決してないという、その仕分けというのが自治会が両輪の輪だったら、そこでいろいろと問題になるということでもあります。

法律でないとできないのか。多分、条例をより精緻化していけば、できないことはない

だろうと思います。ただ、それはしよせん条例で、具体的に責任を持って何かをやっていこう、契約の主体になっていこう、いろいろな事業をやっていこうというときの法人格というものは、地域のマネジメントのための法人格というのは、私の言い方をすれば、これは何らかの形で必要になるのではないだろうか。それは認可地縁団体ではちょっと違うぞというのを思っております。

以上です。

○小田切座長

どうもありがとうございました。時間がない中でお答えいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、とりあえず次のセッション、3番目の議題に入っていきます。最後に時間があれば、全体的に振り返るということにさせていただければと思います。

それでは、3番目は中間支援組織の役割。今までの議論とも多いにかかわることだろうと思います。いわて地域づくり支援センターの若菜常務理事にお越しいただいております。

○務台政務官

本会議がありますので、これで失礼いたします。

(務台政務官退室)

○小田切座長

それでは、実は若菜先生には15分とお願いしたのですけれども、12分をお願いできますでしょうか。

○若菜理事

なるべく早く終えたいと思います。岩手から参りました。私自身はNPO法人いわて地域づくり支援センターの若菜と申します。今の議論を私もたくさん参加したかったですが、きょうは私の役割を果たしたいと思います。

中間支援組織という名前は多分いろいろ出回っていると思うのですけれども、実際にどうなの、教えてよということをお求められているのかなと思ひまして、岩手県とあとは当法人ということで御紹介をしたいと思ひます。

(【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P2)

最初にうちのセンターの紹介を書いているのですが、要はうちのNPO自体は平成17年に立ち上がっていて、11年目に差しかかっているということと、NPO法人と言いながら、実際にうちの代表は大学の先生でございます。なので、ちょっとアカデミックなというか、そちらのほうの要素も入っております。通常の中間支援型のNPO法人とは、もしかしたら、ち



よっと違う部分があるというのは押さえておいていただきたいなと思います。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P3）

専属の職員自体は3名ですけれども、実際には結構スタッフの門戸を広げていまして、基本的には大学の学生さんと、あとは最近是一般に通常は働いていらっしゃる方。例えば、社協で働いている方とか、市町村で職員をやられている方も夜のワークショップにうちのスタッフとして参加していただくような形になっています。なので、実際には3名ですけれども、マネジメントをしているのが3名であって、地域づくりのお手伝いをしているのは多くのスタッフがいると。毎回メールを回すのですけれども、大体50~60人くらいは登録をいただいているという状況になっております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P4）

地域運営組織の立ち上げのお手伝いで、最近うちのセンターも実は忙しくなっております。岩手県の4ページ目に人口規模5万人と3万人を基準に色分けをしております、後は地域運営組織が立ち上がっている。このグレーが既に組織化されている。黄色が組織化に取り組んでいると書いておりますけれども、はっきりと私が調査をしたわけではなくて、本当にネットワークの中で情報収集をしている中でこうだろうなというものなので、取り扱いには御注意をいただきたいと思っております。これを書くに当たって、そもそも地域運営組織は何、立ち上がったというのはどういうことなのという、そのあたりの議論はあると思うのですけれども、これは飛ばしていきたいと思っております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P5）

中間支援組織と地域運営組織の関係ですけれども、5ページに中間支援組織というのは、私たちが言う仲間の中では一市町村に属しております。このオレンジ色の丸が、その市町村で私は地域づくりをお手伝いしている中間支援組織ですよという、そういうのに入っているのがオレンジにしております。この青い丸を中間支援組織が育ち中と書いてありますが、私たちが例えば、雫石町が青で、あとはピンクのハートを書いていますが、うちのセンターが地域運営組織を立ち上げをしながら、同時に地元には雫石町の住民の中で中間支援的な組織を私はやりたいと言っている人が2名おまして、彼らを私たちの進める中でスタッフとして入ってもらいながら、育てているという形になっております。

ですので、人口規模等もいずれ分析していただけるとおもしろいかなとは思いますが、既に立ち上がっているところでは、うちも一緒にお手伝いをしながら連携をしながらやりますし、住民地域に中間支援がないところでは私たちが全面に入りながら、地元には中間支援組織を立ち上げながら地域運営組織をつくっていると。そういうような動きを今はしております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P6）

こういう把握が、こういうネットワークがどうしてできるかという、余り通常は役に立たない県が意外と実はちょっとだけいいことをしております、それが6ページですけれども、岩手でNPO中間支援ネットワークを県が立ち上げました。いつ立ち上がったのかが、

うちが入る前に立ち上がったので、はっきりはわからないのですが、県が呼びかけて、特定非営利活動が20あるのですが、そのうちの19番にチェックしたと。その19番にチェックした人たちをとりあえず集めてネットワークをつくったと。ここで私も途中から参加しまして、中間支援組織のメンバーと出会うことができました。

当時、30代前半の若い男性が、私より5個くらい下の若い男性がすごくやる気を持って、NPOができた、新しい法人格ができた。これを取得して地域づくりを応援するのだということで、結構盛り上がっているところでありました。震災直後には沿岸のほうに実は中間支援組織がなくて、ただ、コミュニティを再建していくのにも必要だということで、内陸部の私たちが新たにNPOを立ち上げたというような経緯もあります。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P7）

中間支援組織の例ですけれども、例えば、一関というところでは、地域協働体という名前をしておりますが、地域運営組織は26組織、つい2年ほど前に全部立ち上げております。ここは破格のNPOさんのお金を年間3,000万円で職員を6名ほど雇用して、26の組織の例えば、計画づくりとか、指定管理、公民館をセンター化する。そういうお手伝いをずっとやっております。

北上市も16の地域運営組織がありまして、ここは去年まで250万でかつかつで指定管理料だけで全然回らなくて、独自に若い男の子がよそから仕事をとってきて何とか何とか回しているという状況で、つらそうな状況でやっておりましたけれども、ちょっと上げてもらったというお話でしたが、そういうような状況でやっていると。こういうようなNPOの仲間は県内に分散をしております、常時、連絡、連携を取りながら、私もついこの間、一関のNPOに、悩んでいるけれども、そちらはどうなのという話を聞きながら、お互いに高め合っていて、やっております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P8）

今は30代後半になりましたけれども、一関のなかなかイケメンのセンター長です。薄くてみづらいのですが、彼らは3,000万で6名の専属の職員を雇用していて、やっているのですが、実は地域協働体の組織づくりの支援はあくまでも一業務だと。3,000万円というお金もいつまでもらえるかはわからない。彼自身はもともと社会教育か何かをやられていて、市民活動を連携するようなことをやりたかったと。なので、地域協働体のお手伝いもしながら、自治事業として、きちんと市民活動をネットワークしていくような仕事も社会教育もやりながら、やっていくつもりでいると。

課題として、3,000万円をもらっていて、以前は7～8人雇用していたのだけれども、昇給をしないと、いい人材は離れていってしまうと。これからであれば、5年後までは大丈夫だけれども、6年以降は首を切らざるを得ないというのが見えたということで、彼自身はそれに先立って、今年度は7～8人の中から2人ほど首を切ったというか、退職をしてもらって6人体制にしたと。昇給をして人材を離していかないというところは苦勞されているのだなというか、ここまできちんと考えていかないといけないのだなというのはこの

間、改めて実感をいたしました。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P9）

9ページにチラシを載せていますけれども、地域運営組織のサポート以外にも本当にいろいろなおもしろい企画提案をやって、市自体も盛り上げております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P10）

うちの中間支援自体は先ほど説明をしたのですが、もともとは立ち上げ当初は自治会、いわゆる集落50世帯とか100世帯、そういう小さい単位の地域づくりをやっておりまして、ただ、地域運営組織は本当に近年、県内でやりたいという市町村がふえてきて、今はそちらも忙しくなっていると。うち自体は私が実は公共交通専門のコンサルをずっとやってきて、中間支援はお手伝いでボランティア的にやればいいやという感じで今は忙しくはなっているのですけれども、地域運営組織のサポート、地域づくりのお手伝いは基本的に赤字です。コンサル的なほうの受託を受けて、そちらの売り上げで自分たちの人件費は確保しているというような形ですので、本当に通常の中間支援とは違います。

ただ、中間支援組織としては地域づくり支援だけの行政からの指定管理料とかだけでは恐らく、ほぼほぼ賄い切れないので、何かしらの自治事業は抱えざるを得ない。これは多分一緒かなと考えております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P11）

飛ばしていきたいと思います。今、本当に雫石とか西和賀とか久慈で、特に地域運営組織のお手伝いをしております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P12）

中間支援の位置ということで12ページですけれども、先ほども御紹介をしたのですが、基本的にはステークホルダーということで行政がいて、住民組織があって、そこに地元の中間支援というのがやはり必要だということで、私たちが育成を取り組んでおります。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P13）

ただ、「悩み…迷い…①」というのが13ページにあって、まさに今すごく迷っていることがありまして、多くの行政の場合、行政は別に地域運営組織が欲しいわけではないのです。何がしたいかという、基本的には地区公民館を指定管理にして、住民に維持管理を任せたいというのが当初としてはある。導入の際ですけれども、住民側としては、そうは言っても行政の下請けだろうという話の中で、行政側も協働というビジョンと覚悟を持ってくださいと言いますし、住民側にも地域をマネジメントするという考え自体がそもそもない、区長というのは2年で回ってきて、家の順番で回ってくるものであってという中で、どうやって地域をマネジメントしていくのだというところを持って、まずビジョンと覚悟を持ってもらう。その上で仕組みをつくってもらう。

多分、法人はさらにその先にあるのではないかなと思うのですけれども、こういうところで行ったり来たりしながら、私たちも入って、まずはビジョンと覚悟を持ってもらうところ。あとは仕組みについても、ほかの市町村の紹介をしながら、お手伝いをしておりま

す。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P14）

さらに難しいのが、先ほど南部町さんはすばらしいなと思ったのですが、花巻と北上は実は地域運営組織を立ち上げて10年たちました。今ちょうど地域運営組織をつくるということ自体がどうなのだというのを行政と一緒に評価をしているところなのですが、こんなにひどいのかというような状況になっております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P15）

北上も花巻もトップランナーだったはずなのですが、現状としては15ページなのですが、人事異動がありましたと。立ち上げたときには行政マンも地域のトップもやる気があったのですけれども、行政側も住民も、住民は行政の下請けではないと言いながら、それだけで忙しくて、それ以外はできないみたいな言い方をしますし、本当に基本的にはすごく勉強不足。地域づくりとは何かとか、地域運営組織とは何かとか、そういうことを考えなくて平気になってしまった。仕組みというのは、そういう慣れ合いの難しさもあるのだなと。

もう一個、2つ目に「協議機能と事業機能の分離」と書いているのですけれども、北上の口内という地区がありまして、地域運営組織があるのですが、その一環として交通サービスをNPOで立ち上げたのですが、さっきも委員の方からありましたけれども、そのNPOは基本的には赤字だと。だから、地域運営組織にちょっとお金を出してくれないかと、そういう関係になってしまっていて、ミッションの中の一つだったよねというリンクが物すごく薄くなってきてしまっているという問題があります。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P16）

では、その中で私たちの役割は何かということですが、最近思っているのが16ページの2つ目を御紹介したいのですが、協議機能と事業機能、地域運営組織は2つあるのだよという整理をこちらでやっていただいたかと思うのですが、一関のNPOの人ともしゃべって、協議機能にいる会長、特に事務局長自体が実は中間支援的な能力を持っていないとだめなのだ。地域をマネジメントするということは、協議機能のここにいる事務局がそれぞれの実践組織に毎回、毎回、顔を出して、こういう問題があるのだったら、こうしないか。では、この問題はこの部会でできないのだったら、こちらの事業体でやってもらおうよという、そういうことが必要で、私たちは中間支援ですけれども、さらに地域自体にも中間支援的機能を育てていかなければいけないのだなというところを感じております。

（【資料5】NPO法人いわて地域づくり支援センター提出資料 P17）

実は最後にワンペーパーをつくってきて、一番言いたいことをまとめてきました。本当に花巻、北上が最近ショッキングだったのですが、幾ら仕組みをつくっても、つくった時点で形骸化するというのは運命みたいなものなのだ。ネットで最近、野村克也元監督が言っていた言葉がなるほどと思ったのですが、とは理論というのが必要なのだ。さっきもちょっと言ったのですけれども、彼らの言葉では、野球とは、勝負とはというのを絶えず自分に問わなければいけない。そこから問題意識が生まれる。

斎藤さんはこちらの委員会で一緒に行って、この間、一緒に豊岡に行ってきたのですが、その中で地域に飛び込んで、地域の意識、モチベーションを高めるようなコーディネート力のある組織、人材はもっともっと必要なのだなど。これは私も実感をしております。

中間支援の私たちに課せられた課題というのは、地域とは何なのか、地域をマネジメントすることは何なのか、地域が存続しなければいけないことは何なのか。やはりそういう問い続ける人は基本的に多いほうがいいですし、もう一つとしては、地域のモチベーションを高める。そこで合意形成をしていくというのは意外と知識スキルが必要で、より効率的に合意形成をしていくというときにも、どの市町村も単位であったほうがいいのかと思うのですが、中間支援組織は本当に必要だなど、ひしひしと感じているところなので、皆さんにも感じてもらえるとうれしいなと思います。

以上です。

#### ○小田切座長

どうもありがとうございます。短い時間で重要な御報告をしていただきました。

それでは、7時5分までの十数分間、議論をしていきたいと思いますが、時間の節約のために私から一括して、若菜先生にお尋ねしたいと思いますが、私どもの論点にかかわっては、一つは、中間支援組織はどうあるべきかということ。その報告は今いただいたかと思えます。

もう一つの論点は、中間支援組織をどう育成すべきかという論点がありまして、ここについての御意見をいただければと思います。

#### ○若菜理事

ありがとうございます。そういう御質問をいただけるだろうなと思ったのですが、先ほども私たち当県内の中間支援組織のつながりを御紹介しましたが、基本的には一市町村で中間支援をつくらうというのはすごく難しいのではないかと考えていて、ここは県の役割というか、県がやってほしいというのではなくていいのです。岩手の場合のように、その場をつくってもらえれば、それなりに志のある人たちがお互いに刺激合って、高め合っていけるのではないかと。そういう種類の組織ではないかなとは一つは思っておりますので、ぜひ県の役割も考えていただきたいなと思っております。あとはやる気のあるメンバーですので、それを上手にサポートしていただければいいかなと思います。

#### ○小田切座長

ありがとうございます。都道府県段階のプラットフォームの役割という論点を出していただきました。私どもの論点の中にもつけ加えてみたいと思います。

それでは、今の中間支援組織の点も含めて、さらに法人化も含めて、幸いなことに時間が少し残っておりますので、委員の皆様方から御議論をいただければと思いますが、いか

がでしょうか。

もしよろしければ、名和田先生、お願いいたします。

○名和田委員

中間支援組織ですけれども、若菜さんの御報告は私の理解では地域自治組織というか、自治体内分権の住民組織と地域運営組織とイコールになっているのではないかという気がしたのです。その辺は前に中間まとめで整理されたかと思いますが、それを私自身もちやんと理解しているかどうかはわからないのですが、私の意見を言わせていただくと、地域自治組織は一般に各自治体でやっている自治体内分権の取り組みよりも、地域運営組織とここで言っているものほうがさら事業性が非常に高いというか、地域課題の解決のためにさまざまな事業を行っていくという特徴があると個人的には捉えていて、そうなると、中間支援組織の役割はますます大きくなると思いますが、普通の自治体内分権ですと、例えば、ドイツなどでも余り委員の研修とかを実はやっていないのです。

しかし、地域運営組織となりますと、地域のための事業を成功裏に遂行するという、かなり民間的ノウハウも含めた高度な力が必要で、そういう場合には民間組織としての中間支援組織がかなり大きな役割を果たして、コンサル機能とか研修機能とか様々な分野で重要な役割を担っていくのだらうと思います。そういう意味できょうの御報告は非常に重要だったのではないかと。地域運営組織だからこそ中間支援組織という論点が非常に大きなものとして、我々の最終報告書の中でかなりきめ細かく書かれる必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

ほかの委員はいかがでしょうか。

池本委員、お願いします。

○池本委員

ありがとうございました。中間支援機能としては答えを出すことよりも問いを立て続けることが大事だというふうに、非常に感銘を受けましたけれども、先ほどのスライドの13枚目にビジョンと覚悟を持ってもらうことが非常に大変だとおっしゃっていて、ここは問いを立て続けることでクリアできるとお考えでしょうか。それとも何か別の方法が必要だと思われますか。

○小田切座長

お願いいたします。

○若菜理事

実際は覚悟の次にビジョンが来るのかなと思うのですけれども、そのビジョンというの  
はある程度、地域でオーソライズされた、合意形成がされたものだと思いますので、合意  
形成の手法、お手伝いとして一つのスキルは必要かなとは思いますが、問いだけではだめ  
で、息づくための方法も必要だなとは思いますが。

○小田切座長

加本委員、お願いいたします。

○加本委員

私は中間支援組織を余り理解していなかったわけですが、最終的にいろいろな課  
題が出てくるということは、いわば住民側自体がそういう必要性なり、意識というものが  
啓発できていないというか、自らのことは自らの責任で課題を解決するという、私はそう  
いう感覚で住民の組織を立ち上げておるわけです。

例えば、高知県などの場合は県が直接そういう機能をもった支援員を各町村に派遣され  
ています。そういうかなりの支援もしながらやっているのでは何とか動くのですが、住民自  
体から組織の立ち上げが必要だと思います。だから、間にたつ中間支援の立場が動いても、  
住民自身はその気持ちになっていかないとなかなか難しいのではないかなと思います。い  
ろいろな課題を今お聞きしていて、もし私も同じことをやっていたら、やはり5年、10年た  
ったら、もう後継者がいなくなる。そういうところをどうしていくかという大事なところ  
へ行政なり住民自体が気持ちを起こすような体制づくりをしていかないと、中間支援がい  
くら頑張っても難しいという部分を若干感じたところです。

○小田切座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、せつかくの機会ですから、岩崎先生にお尋ねさせていただきます。岩崎先生  
御自身が中間支援機能を果たし続けていらっしゃるのだと思いますが、今までの論点の中  
で、とりわけ地域運営組織が持続化するための中間支援機能ですね。立ち上げのときには  
いろいろなやり方があり、あるいは既にいろいろな実績があるわけですが、持続化という  
点ではどう考えたらいいか、先生の御経験からお願いできればと思います。

○岩崎学長

悩ましい部分です。立ち上げのときの熱気をみんな持っているし、例えば、伊賀で言う  
と、合併を契機にした。名張で言うと、市制一新を宣言して自分たちでもうやっていくし

かないという、ある意味は覚悟を決めたわけです。そういう中でやっていって、実は今、伊賀の場合も十何年たって、最初にやっていた人がまだずっとやり続けているという状況であることは確かです。

そういうところを適切に世代交代を図っていくような支援というものが、これは先ほど若菜さんがおっしゃったけれども、役所の側もどんどん交代をして、役所の場合はもっと新陳代謝と言うと語弊があるけれども、引き継がないまま2～3年でどんどん変わってってしまうから、地域の自治組織の人がここはこうなのですよと役所に教えているという、とんでもなく滑稽な世界が現出されるわけですがけれども、それと同じように5年、10年やっていって、その人たちを次に引き継ぐというときには、これは中間支援の出番がそこにあるはずだと思っています。

ただ、伊賀の場合でも中間支援組織の極めてきれいな図面はできているのですが、まだ残念ながら伊賀はできていないし、名張の中間支援という意味では、たしか名張もようやく立ち上がったくらいでしたか。

#### ○名張市梶本係長

中間支援としてはなかなか機能できていないです。

#### ○岩崎学長

できていないですね。これがなかなか伊賀も名張もしんどいのです。結局どういうことなのだろう。結局、市役所がやると言うのが最初にあったということですね。中間支援自体がなかなかできていないという状況ですね。

#### ○小田切座長

どうもありがとうございました。

そろそろ時間になっておりますが、最後にどうしてもという御発言がありましたら、ぜひ受けたいと思います。いかがでしょうか。

町長、お願いいたします。

#### ○坂本町長

10年間やってきての気持ちですので、ぜひ受けとめていただきたいと思います。条例で定めたとはいえども、いわゆる任意組織でございまして、これの活動のずっといろいろなその積み上げの中で、今、新しいステージが必要になってきたのです。ですから、私は必ずその法律整備をした組織でなければいけないとは思っていません。いろいろな形態があると思います。だけれども、やってきたら突き当たったので、今度はこちらのチャンネルでいこうというような柔軟な発想を持っていけばいいのではないかと考えておまして、強制はいけないと思います。普通、一般の自治は全て集落で行っていますから、それを広



げたものですから、私は個人の名簿だとかに余りこだわらなくてもいいのではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になっております。延ばしていただいた時間、7時5分にもうすぐなろうとしておりますので、今回のこの会議は閉じたいと思いますが、次回には資金の確保、事業実施ノウハウということで、きょうの延長線上の議論が十分にできるということになっておりますので、必ずしも消化が十分でないところについては、次回に議論をしていただきたいと思っております。

4名の皆様方、大変お忙しい中、あるいは夜分にお越しいただきまして、本当にありがとうございました。私どもの議論が大変充実しました。感謝申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

それでは、事務局にお返しします。

○吉田参事官

次回の日程でございます。11月上旬を予定しておりますけれども、具体的な日時につきましては、また追って御連絡をさせていただきます。

本日の会議はここで閉会とさせていただきます。皆様、御多忙の中、本当にありがとうございました。